

# 大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業

## 公募型プロポーザル基本方針

令和7年12月

大郷町財政課

# 大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業 公開型プロポーザル基本方針

## 1. 事業概要

### （1）事業名

大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業

### （2）事業目的

大郷町役場及び大郷町中央公民館、大郷町 B&G 海洋センター、大郷町保健センター、大郷町学校給食センターの内線電話ネットワークについて、電話通信設備の強靭化、新しい働き方改革、業務の効率化を目指し、新たにクラウド PBX 等による構成を軸に音声基盤の刷新を行い、且つ携帯電話端末、及び周辺機器等について賃貸借するもの。

### （3）事業内容

大郷町役場及び大郷町中央公民館、大郷町 B&G 海洋センター、大郷町保健センター、大郷町学校給食センターの携帯電話端末及び周辺機器について賃貸借するもの。

現在、構内交換機、及び固定電話機により構成されている大郷町内線電話ネットワークについて、クラウド PBX 及び IP 固定電話機と携帯電話端末の融合 (FMC) により再構成するもの。

### （4）履行期間（契約期間）

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで（60 カ月）

※ 契約締結の翌日から令和 8 年 12 月 31 日までは、本設備構築期間とする。

### （5）提案上限額

提案上限額については、60 カ月総額で 45,000,000 円（税込）とする。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和 8 年度	3 カ月分	2,250,000 円
令和 9 年度	12 カ月分	9,000,000 円
令和 10 年度	12 カ月分	9,000,000 円
令和 11 年度	12 カ月分	9,000,000 円
令和 12 年度	12 カ月分	9,000,000 円
令和 13 年度	9 カ月分	6,750,000 円

※ 本金額はプロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

## 2. 調達の目的とプロポーザル方式採用理由

大郷町（以下、当町）においては、役場内に設置している電話交換機（以下、PBX）が老朽化を迎えしており、故障交換部品が製造中止となるなど、故障対応に支障が出てきている状況である。すでに機器の継続利用が妥当とされる年数（概ね 10 年）を間近に控えており、対処が必要となっている。

また、今後、組織・レイアウト変更作業の発生も想定しており、工事のための要員（職員）確保、組織・レイアウト変更と電話工事の時期ずれ等、運用上の問題も懸念されている。さらに、業務改革の流れに沿わない電話のあり様となっており、グループウェア等庁内コミュニケーションツールの整

備状況やフリーアドレスに合わせた固定電話台数の精査を行わなければならない。

これに加えて、災害時等における柔軟な業務形態への対応のため、時間をかけない迅速なBCP遂行環境（迅速な初動対応及び業務体制の早期構築）を早急に整備しなければならない状況である。

そのため、PBXの更新と併せて、大郷町役場に現在設置している固定電話機のモバイル化を進め、職員間の円滑な情報共有の観点も含め、より機能的に業務遂行ができる環境構築を行うことを目的とする。

また、役場業務のDX化を進めるための電話機の持つ将来性、運用における安全性や効率性などについて、「移動通信事業者等（以下「MNO等」という。）」のもつノウハウやアイディアを活かした専門的な技術提案を求め、より目的に沿った提案がなされた事業者を選定することができるため、公募型プロポーザル方式による調達を行う。

### 3. 実施形式「公募型プロポーザル方式」

MNO等のもつノウハウやアイディアを活かした技術提案を広く求めるため、公募型プロポーザル方式で実施する。

### 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 塩釜地区・黒川地区入札契約業務連絡協議会において、大郷町の競争入札参加登録簿に登録されている者、または入札参加審資格申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者。
- (2) 建設工事入札参加業者等指名停止要領（平成10年2月27日告示第4号）及び大郷町入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年10月30日告示第38号）の規程による入札参加資格制限等の措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項の規程により準用される場合を含む。以下同じ。）第1項の規程により入札に参加させることができない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

### 5. 公募型プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
大郷町審査委員会への付議依頼	令和7年12月上旬
公募型プロポーザル選定委員会の設置及び実施要領の作成	令和7年12月上旬

大郷町審査委員会審議	令和7年12月中旬
公募型プロポーザル実施の公告（町ホームページ掲載、実施要領等の公開）	令和7年12月下旬
実施要領等に関する質問の受付期限（所定様式により電子メールのみ受け付け）	令和8年1月中旬
実施要領等に関する質問の回答期限（町ホームページ掲載にて回答）	令和8年1月中旬
参加申込書等の提出期限（持参又は郵送）	令和8年1月下旬
参加申込結果及び公募型プロポーザル選定委員会開催通知	令和8年1月下旬
企画提案書類等の提出期限（持参又は郵送）	令和8年1月下旬
公募型プロポーザル選定委員会開催（優先交渉権者の選定）	令和8年2月上旬
審査結果の報告、優先交渉権者の決定	令和8年2月上旬
審査結果の通知・公表	令和8年2月上旬
契約締結	令和8年3月下旬
契約の公表	令和8年3月下旬
賃貸借準備期間	契約締結日の翌日～ 令和8年12月31日
賃貸借開始日	令和9年1月1日（金）

## 6. 事業内容

本事業に係る公募型プロポーザルの実施については、「大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を作成し、次のとおり実施する。

### （1）募集方法

実施要領に基づき、町ホームページ（Webサイト）を活用し、本事業にかかる公募型プロポーザルについて公告する。

### （2）質問及び回答

- ① 受付期間：公告日から令和8年1月14日（水）午後5時必着
- ② 質問方法：実施要領の定める所定の様式で、電子メールにて提出すること。

（電子メール以外での質問は受付しない。）

- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和8年1月19日（月）までに、大郷町ホームページ（Webサイト）に掲載する。

### （3）提出書類

#### ① 提出書類

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号、第1-1号）
- ・大郷町の物品調達等に係る競争入札参加業者登録が分かる書類の写し
- ・大郷町の物品調達等に係る競争入札参加業者登録されていない場合は、「大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業公募型プロポーザル参加資格審査申請における必要書類一覧」に掲げる書類。（様式第2号関係）
- ・企画提案書提出様式（様式第3号）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・見積書（任意様式）※ 見積書には、事業に要する見積額を示すこと。

- ・積算内訳書（任意様式）

**【企画提案書類等に係る留意事項】**

- ・企画提案書は、1者1提案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、認めない。
- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- ・企画提案書の内容について、実現可能性を判断するため、導入実績がある場合は、その旨明記すること。
- ・提出された企画提案書は提案事業者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ・優先交渉権者決定後に企画提案書に関する開示請求があった場合は、非開示情報を容易に取り除くことが可能な場合に限り非開示部分を除き開示を行うものとする。但し、提案事業者の承諾が得られない場合は、この限りでない。
- ・積算内訳書に関する開示請求があった場合は、契約締結後に契約金額総額及び積算内訳書の項目（但し、項目ごとの金額を除く。）を開示し、契約期間終了後（完了検査終了後）に積算内訳書の全てを開示する。
- ・参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を提出すること。

③ 選考用書類の提出期限

- ・令和8年1月23日（金）午後5時まで必着

④ 提出方法

**【持参の場合】** 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

**【郵送の場合】** 受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限まで必着とする。

## 7. 選考（企画提案等）審査概要

### （1）選定委員会の構成

「大郷町役場等電話設備賃貸借業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、次の委員で構成する。

所属	役職名
大郷町 総務課	課長
大郷町 総務課	課長補佐
大郷町 総務課	係長
大郷町 財政課	課長
大郷町 財政課	課長補佐
大郷町 学校教育課	係長
大郷町 まちづくり政策課	係長
大郷町 まちづくり政策課	主事

### （2）審査基準

審査基準は、次の評価項目による。

審査委員は、見積金額（コスト）を除く各項目の評価点を、次に掲げる採点基準により評価する。

その評価点を加重係数で乗じたものを各項目の合計点とする。

見積金額（コスト）の評価については実施要領に記載する。

審査委員一人あたりの合計点数	100 点
審査委員全員（8人）の合計点数	800 点

#### 【企画提案評価項目等】

評価項目（審査ポイント）	評価点	加重係数	合計
使用者運用	5	4	20
管理者運用	5	4	20
安定性・通信障害時対応（災害時含む）	5	4	20
拡張性・将来性	5	2	10
追加提案等	5	2	10
提案者実績	5	2	10
見積金額（コスト）	10	-	10

#### 【評価に対する採点基準】

採点基準	評価点
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
劣っている	2 点
非常に劣っている	1 点
要件を満たしていない	0 点

### （3） 審査及び選定

審査は、審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を「審査基準」に基づき総合的に審査し、最も適した者を優先交渉権者として選定する。

- ① 各委員（8人）の審査した点数の合計が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。
- ② 審査の結果、最高点者が複数の場合は、見積金額が安価である者を優先交渉権者として選定する。
- ③ 優先交渉権者が契約を締結しない場合には、次に評価点の高い事業者から順次契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

### （4） 企画提案書のプレゼンテーション及び審査に係る事項

① 審査時間：75分以内（プレゼンテーション45分以内、ヒアリング30分以内）

② 出席者：3名まで

③ 準備物：パソコン等を使用する場合は各自準備のこと。

※スクリーン及びプロジェクターは大郷町で準備する。なお、それ以外の準備及び撤収は提案事業者で行うこと。

#### （5）審査順

審査を行う順番は、企画提案書類の受付順とする。なお、当日、辞退等が出た場合には、順番を繰り上げる。

#### （6）審査結果の公表

プロポーザル審査結果については、確定後直ちに全提案事業者に書面にて通知するとともに、以下の項目について町ウェブサイトへ掲載の方法により公表する。

- ① プロポーザルの参加者名
- ② 優先交渉権者名
- ③ 評価結果一覧表（但し、選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする。）
- ④ プロポーザル審査委員会委員名
- ⑤ その他必要事項